

令和 8 年第 3 回（ 9 月）定例会

議 案 説 明

令和 8 年 9 月 1 日

議案番号	件 名	ページ
行政報告	山陽小野田L A B Vプロジェクト合同会社の令和7年度決算概要及び令和8年度事業計画概要について	1
行政報告	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和7年度決算概要及び令和8年度事業計画概要について	1
報告第4号	令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率について	3
諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦について	4
議案第42号	令和7年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について	5
議案第43号	令和7年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第44号	令和7年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第45号	令和7年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第46号	令和7年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第47号	令和7年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第48号	令和7年度山陽小野田市病院事業決算認定について	7
議案第49号	令和7年度山陽小野田市水道事業決算認定について	7
議案第50号	令和7年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について	8
議案第51号	令和7年度山陽小野田市下水道事業決算認定について	8
議案第52号	令和8年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について	8
議案第53号	令和8年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について	8
議案第54号	令和8年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）について	9
議案第55号	山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について	10

議案第 5 6 号	山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第 5 7 号	山陽小野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第 5 8 号	山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第 5 9 号	山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第 6 0 号	山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第 6 1 号	山陽小野田市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第 6 2 号	物品の購入について	11
議案第 6 3 号	令和 7 年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	12
議案第 6 4 号	令和 7 年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	12

本日は、令和 7 年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

議案の説明に先立ちまして、本市が出資する法人である山陽小野田 L A B V プロジェクト合同会社の決算概要及び事業計画概要の報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報告します。

まず、令和 7 年度の決算について御報告します。事業期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなります。貸借対照表の資産全体では、減価償却などにより、前年度比 1 億 2,644 万 12 円減の 18 億 1,265 万 3,851 円となりました。損益計算書においては、売上となる不動産賃貸売上高 1 億 1,676 万 8,344 円が計上されているものの、減価償却費を含む売上原価や支払利息などの経費が生じていることから、当期純損失は 3,607 万 2,080 円となりました。

次に、令和 8 年度の事業計画について御報告します。支出は、合同会社関連経費、A スクエアの維持管理・運営に要する費用として、運営費、維持管理費、光熱水費などのほか、減価償却費、固定資産税、支払金利などを合わせた計 1 億 4,895 万 4,000 円が計上されております。なお、これらの財源としましては、A スクエアの賃料収入ほか 1 億 1,630 万円が充てられております。

山陽小野田 L A B V プロジェクト合同会社については、令和 6 年 4 月に A スクエアがオープンして 2 年が経過しました。リーディングプロジェクトである A スクエアの整備・運営については、事業期間を 35 年間とする長期にわたる事業計画の下、施設整備後の数年間は減価償却費が高い水準で推移することが想定されており、今回の決算及び次年度の事業計画における財務状況は、計画どおりの運営がなされているものと考えております。引き続き、合同会社の運営が円滑に進み、国内初の L A B V を活用したまちづくりが推進されるよう努めてまいります。

次に、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の決算概要及び事業計画概要について報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報告いたします。

まず、令和 7 年度の決算について御報告いたします。事業期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

貸借対照表の固定資産においては、新たな研究室棟の整備に着手したことなどにより、前年度比 12 億 7,382 万 3,221 円増の 149 億 9,336 万 4,074 円となっております。また、流動資産には、現金及び預金として 10 億 408 万 5,232 円が計上されており、資産合計は前年度比 11 億 7,628 万 7,099 円増の 160 億 9,728 万 1,607 円となっております。

次に、損益計算書につきましては、市から譲与された薬学部備品に係る物品受贈益などにより、当期総利益は 6 億 7,528 万 7,005 円となっております。

続いて、令和 8 年度の事業計画について御報告いたします。

支出につきましては、人件費 19 億 3,959 万 2,000 円、施設費 11 億 2,860 万円のほか、一般管理費、教育経費、研究経費など、計 49 億 3,003 万 8,000 円が計上されております。また、これらの財源といたしましては、市が交付する運営費交付金 22 億 3,658 万 3,000 円、施設整備補助金 11 億 2,860 万円のほか、授業料及び入学金等による学生納付金収入、受託研究等収入などが充てられております。

山口東京理科大学は令和 8 年 4 月に公立化 10 周年を迎えました。

公立化以降、学生数は着実に増加しており、公立大学法人の運営につきましては、財務状況を含め、順調に推移しているものと考えております。

今後も、法人運営が円滑に進み、山口東京理科大学が地域の高等教育機関として「知（地）の拠点」の役割を果たし、地域に求められる大学として発展していけるよう、市といたしましても、引き続き適切な支援に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

ただいま上程されました報告第４号は、令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当ありません。

次に、実質公債費比率については、８.８％、将来負担比率については、２８.５％、公営企業会計の資金不足比率については、全会計において該当ありません。

以上、御報告申し上げます。

ただいま上程されました諮問第４号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

御承知のとおり、人権擁護委員は、市長の推薦により法務大臣が委嘱しますが、推薦につきましては、議会の意見を聞くこととされております。

現委員の河内平文（こうち ひらふみ）氏の任期が令和８年１２月３１日をもって満了することとなりますので、引き続き河内氏を委員候補者として推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

河内氏は、１期３年、人権擁護委員を務められており、人格、見識ともに優れ、その実績を鑑みましても適任であると確信しております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第 42 号から議案第 47 号までは、令和 7 年度の一般会計及び特別会計の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見書を付して、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

まず、議案第 42 号は、一般会計歳入歳出決算認定であります。

令和 7 年度の予算額は、当初 345 億 3,000 万円でしたが、補正予算及び繰越明許費予算を合わせて、予算現額は、374 億 1,857 万 6,950 円となりました。

これに対し、歳入決算額は 358 億 9,689 万 8,422 円で、執行率は 95.9%となりました。

一方、歳出決算額は 353 億 7,786 万 7,046 円で、執行率は 94.5%となりました。

この結果、形式収支である歳入歳出差引は 5 億 1,903 万 1,376 円の黒字となり、形式収支から翌年度への繰越財源 4,846 万 1,600 円を差し引いた実質収支は 4 億 7,056 万 9,776 円の黒字となりました。

この 4 億 7,056 万 9,776 円の剰余金の処分については、今後の補正において、地方財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき、2 分の 1 を下らない金額を基金への積立てや地方債の繰上償還に充てることとなります。

歳入の主な内容については、その根幹をなす市税は、対前年度比 3.5%増の 106 億 1,519 万 4,374 円となっております。また、地方交付税は、対前年度比 6.6%増の 93 億 7,913 万 9,000 円となりましたほか、国庫支出金は、対前年度比 11.9%増の 55 億 5,469 万 4,423 円、市債は、対前年度比 52.3%増の 22 億 330 万円となりました。

歳出の内容については、「令和 7 年度決算に係る主要な施策の成果その他予算の執行等の実績報告書」をもって説明に代えさせていただきます。

最後に、令和 7 年度決算に係る主要財政指数は、単年度の財政力指数 0.523、経常収支比率 98.4%となっております。

次に、議案第 43 号は、駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 8,189 万 7,664 円、歳出決算額 4,377 万 5,928 円、差引き 3,812 万 1,736 円となりました。主な内容は、歳入では、駐車場使用料であり、歳出では、駐車場事業費であります。

次に、議案第 44 号は、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 67 億 116 万 118 円、歳出決算額 65 億 6,406 万 595 円、差引き 1 億 3,709 万 9,523 円となりました。主な内容は、歳入では、保険料、県支出金及び他会計繰入金であり、歳出では、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金であります。

次に、議案第 45 号は、介護保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 69 億 2,376 万 5,589 円、歳出決算額 67 億 8,222 万 8,636 円、差引き 1 億 4,153 万 6,953 円となりました。主な内容は、歳入では、保険料、国庫支出金及び支払基金交付金であり、歳出では、保険給付費及び地域支援事業費であります。

次に、議案第 46 号は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 14 億 17 万 38 円、歳出決算額 13 億 9,921 万 4,711 円、差引き 95 万 5,327 円となりました。主な内容は、歳入では、保険料及び一般会計繰入金であり、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、議案第 47 号は、小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 270 億 5,558 万 9,593 円、歳出決算額 275 億 3,866 万 5,845 円、差引き 4 億 8,307 万 6,252 円の不足となったため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、令和 8 年度の歳入を繰り上げてこれに充てております。なお、単年度収支については 1 億 6,009 万 3,395 円の黒字を計上することができました。主な内容は、歳入では、勝車投票券発売収入であり、歳出では、競

走事業費であります。

議案第 48 号から議案第 51 号までは、令和 7 年度の病院事業、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見書を付して、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

まず、議案第 48 号は、病院事業決算認定であります。

まず、収益的収入は医業収益が 45 億 8,848 万 1,036 円となり、医業外収益等を含んだ病院事業収益は 52 億 4,325 万 794 円となりました。

これに対し、収益的支出は医業費用が 51 億 3,536 万 192 円となり、医業外費用等を含んだ病院事業費用は 53 億 6,985 万 1 円となりました。

この結果、損益計算の収支差引では 3,252 万 1,623 円の当年度純損失が生じ、年度末未処理欠損金は 32 億 8,111 万 5,078 円となりました。

次に、資本的支出については、建設改良費及び企業債償還金で 4 億 9,378 万 4,598 円となり、これに対する財源として企業債、他会計負担金等で 2 億 3,494 万 2,910 円を充て、差引不足額 2 億 5,884 万 1,688 円は消費税等資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

次に、議案第 49 号は、水道事業決算認定であります。

まず、収益的収入は、総額 15 億 884 万 4,358 円となりました。

これに対し、収益的支出は、総額 14 億 3,900 万 8,954 円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益 6,983 万 5,404 円が生じました。

次に、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金で総額 13 億 4,973 万 1,909 円となりました。これに対する財源として、資本的収入の企業債、工事負担金、出資金等の総額 6 億 2,355 万 3,107 円を充て、その結果、差引き 7 億 2,617 万 8,802 円の不足額が生じました。この不足に対しては、損益勘定留保資金等に加え、積立金を 2 億 805 万 9,014 円取り崩して補填しました。

次に、議案第 50 号は、工業用水道事業決算認定であります。

まず、収益的収入は、総額 3 億 2,363 万 1,570 円となりました。

これに対し、収益的支出は、総額 3 億 103 万 2,305 円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益 2,259 万 9,265 円が生じました。

次に、資本的支出については、建設改良費及び企業債償還金で総額 1,706 万 8,366 円となりました。これに対する資本的収入がないことから支出総額全額が補填すべき不足額となります。その対応として、過年度分損益勘定留保資金等に加え、積立金を 1,473 万 8,194 円取り崩して補填しました。

次に、議案第 51 号は、下水道事業決算認定であります。

まず、収益的収支につきましては、収入総額 19 億 4,317 万 5,792 円に対し、支出総額は、19 億 776 万 6,816 円となりました。なお、税処理後の収支差引はゼロ円で、単年度純損益は発生しておりません。

次に、資本的収支につきましては、収入総額 11 億 791 万 9,925 円に対し、支出総額は、19 億 291 万 3,709 円となり、差し引き 7 億 9,499 万 3,784 円の不足額が生じました。この不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金等により補填しました。

議案第 52 号は、令和 8 年度一般会計補正予算第 2 回であります。

今回の補正は、臨時便として厚狭駅に新幹線「さくら」の停車が決定されたことに伴い、新幹線厚狭駅の利用促進を行うための経費の計上によるものです。速やかに予算措置すべき案件の補正として、歳入歳出それぞれ 250 万 8,000 円を追加し、予算総額を 362 億 2,827 万円とするものです。

補正の主な内容といたしまして、歳入につきましては、繰入金 250 万 8,000 円を増額し、歳出につきましては、商工費 250 万 8,000 円を増額しております。

議案第 53 号は、令和 8 年度一般会計補正予算第 3 回であります。

今回の補正は、減債基金及び公立大学法人山口東京理科大学運営基金積立事

業、小野田地区保育所整備事業、サステナトレセンプロジェクト等、取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ 2 億 5,379 万 7,000 円を追加し、予算総額を 364 億 8,206 万 7,000 円とするものです。

補正の主な内容といたしまして、まず歳入につきましては、地方特例交付金 1,054 万 8,000 円、地方交付税 4 億 5,068 万 6,000 円、県支出金 28 万 5,000 円、寄附金 550 万円、諸収入 423 万 9,000 円、市債 2,310 万円を増額し、繰入金 2 億 4,056 万 1,000 円を減額しております。

次に歳出につきましては、総務費では、減債基金積立事業、公立大学法人山口東京理科大学運営基金積立事業などの増により 2 億 3,900 万 6,000 円を増額しております。民生費では、小野田地区保育所整備事業などの増により 2,372 万 2,000 円を増額し、衛生費では、サステナトレセンプロジェクトの増はあるものの、定期予防接種事業の減により 1,345 万 7,000 円を減額しております。

次に農林水産業費では、危険鳥獣対策事業の増により 39 万 6,000 円を増額し、消防費では、消防団活動の活性化事業の増により 27 万 8,000 円を増額しております。教育費では、学校施設管理事業、学校給食弁当代替者対応給付金事業の増により 385 万 2,000 円を増額しております。

なお、債務負担行為の補正において、サポート寄附受発注等支援業務、小野田地区保育所整備事業を追加するとともに、地方債の補正として、住民情報システム整備事業債ほか 3 事業の借入限度額の変更をしております。

議案第 54 号は、令和 8 年度水道事業会計補正予算第 1 回であります。

今回の補正は、配水管移設の工事内容変更により資本的収支に計上してありました予算を収益的収支へ振替えるものです。

まず、収益的収支の収入では、他会計負担金等を増額し、収入総額を 2,547 万 8,000 円増の 16 億 5,682 万 4,000 円としております。支出では、資産減耗費を増額し、支出総額を 4,699 万 9,000 円増の 15 億 2,550 万 2,000 円としております。

この結果、税処理後の単年度純利益は、6,547 万 3,000 円を見込んでおります。

次に、資本的収支の収入では、工事負担金を減額し、総収入を 1,154 万

6,000 円減の 5 億 7,522 万 6,000 円としております。

支出では、建設改良費を減額し、総支出を 3,306 万 7,000 円減の 11 億 1,339 万 7,000 円としております。

この結果、5 億 3,817 万 1,000 円の差引不足額が見込まれますが、損益勘定留保資金等に加え、積立金 4,229 万 5,000 円を取り崩して補填することとしております。

議案第 55 号は、山陽小野田市税条例の一部改正であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、順次施行されること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容としましては、個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定の整備、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備、並びに地域決定型地方税制特例措置いわゆるわがまち特例において、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る特例措置が新設されたことに伴い、固定資産税の減額割合を定めるものであります。

議案第 56 号は、山陽小野田市都市計画税条例の一部改正であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたこと等に伴い、わがまち特例において、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る特例措置が新設されたことから、都市計画税の減額割合を定めるものであります。

議案第 57 号は、山陽小野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正であります。

これは、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、山陽小野田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例で引用している条文に条ずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

議案第 58 号は、山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部改正であります。

これは、市の道路の占用する場合の使用料について、算定根拠としている山

口県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 59 号は、山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部改正であります。

これは、法定外公共物の道路を占用する場合の使用料について、算定根拠としている山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 60 号は、山陽小野田市都市公園条例の一部改正であります。

これは、都市公園を占用する場合の使用料について、算定根拠としている山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 61 号は、山陽小野田市立学校施設使用料条例の一部改正であります。

これは、これまで学校教育の一環として実施してきた中学校の部活動が令和 8 年度から認定地域クラブ活動に順次移行しているところ、そのスムーズな移行のために、学校施設を効率的に利用できるようにすることを目的として、学校開放の対象施設を明示し、1 時間単位の使用料を設定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 62 号は、物品の購入についてであります。

これは、G I G A スクール構想第 2 期を迎え、中学校分の 1 人 1 台端末を更新するため、1,689 台のタブレット端末を 9,289 万 5,000 円で購入するものであります。

これについては、去る 4 月 15 日に山口県の GIGA スクール用端末共同調達審査部会が設ける ChromeOS 審査会により株式会社大塚商会広島支店が最優秀提案者となりましたので、同社と購入契約を締結するため、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 63 号及び議案第 64 号は、いずれも地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第 63 号は、水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。

令和 7 年度水道事業会計決算における未処分利益剰余金 2 億 7,789 万 4,418 円の処分としては、まず、6,983 万 5,404 円を建設改良積立金に積み立てることとします。残る 2 億 805 万 9,014 円については、現金の裏付けがないことから資本金に組み入れるものであります。

次に、議案第 64 号は、工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。

令和 7 年度工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金 3,733 万 7,459 円の処分としては、全額を建設改良積立金に積み立てるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。